

お亡くなり後の手続きについて(ご案内)

このたびは、謹んでお悔やみ申し上げます。

故人様の市役所内のお手続きについてご案内いたします。

<事前予約制>

予約電話：0538-23-9220

※ご予約のお電話をいただいた日より、3開庁日を過ぎた日からお手続きいただけます。

手続き場所：浅羽支所 1階市民サービス課

あらかじめ、お電話にてご予約をお願いします。 持ち物等について折り返し、連絡いたします。

ご遺族の方の主な持ち物

- ☐ 相続人代表・喪主の口座情報がわかるもの(通帳など)と認印(朱肉を使用するもの)
- ☐ 葬儀の日、喪主の方がわかるもの(会葬礼状、葬祭日程表など喪主、亡くなられた方、葬祭日が明記されているもの)
- ☐ 身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証 など)
- ☐ 年金請求者の個人番号がわかるもの(マイナンバーカード、通知カードなど)
- ☐ 委任状
 - ・国民健康保険の資格喪失手続きを別世帯の方が行うとき
 - ・戸籍・住民票・税に関する証明書の請求を代理人が行うとき など

お亡くなりになった方の主な持ち物

- ☐ 印鑑登録証
- ☐ 年金証書
- ☐ 国民健康保険資格確認書など(限度額適用認定証、特定疾病受療証)
※世帯主が亡くなられ、同一世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合は、国民健康保険に加入する全員分のものお持ちください。
- ☐ 後期高齢者医療資格確認書など(限度額適用認定証、特定疾病受療証)
- ☐ 介護保険被保険者証など(負担割合証、負担限度額認定証、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証)
- ☐ 障害者手帳など(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)
- ☐ その他市から交付された証書など

※紛失していたり、探しても見当たらない場合は、窓口でお申し出ください。

※死亡届出後間もない場合など、手続きの確認及び戸籍の記載が終了していないため、このお手続きが全て終わらない場合がございます。